

○藤沢市災害見舞金等支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、この市の住民の福祉を図るため、災害により被害を受けた者に対して災害見舞金を支給し、及び藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年藤沢市条例第6号。以下「条例」という。）の規定による災害弔慰金の支給の対象となる災害以外の災害に係る災害弔慰金を支給することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 災害 次に掲げる事由により生じた被害をいう。

ア 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は火事、爆発、消火活動その他これらに準ずるもの

イ 人命救助等（警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律(昭和27年法律第245号)第2条に掲げる行為をいう。）その他公共の利益に寄与する行為において生じた事故

ウ 市長が特に認めた不慮の災難

(2) 全壊又は流失 災害のため、居住の用に供している住家、店舗及び事業所（以下「住家等」という。）について、り災証明書における被害の程度が全壊、大規模半壊又は中規模半壊である場合、住家等の損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家等の延床面積の7割以上に達した場合、又は住家等の損壊若しくは流失した部分の延床面積が7割に達しないが、その住家等の残存部分に修理を行っても使用できない状態をいう。

(3) 半壊又は半流失 災害のため、住家等について、り災証明書における被害の程度が半壊若しくは準半壊である場合、又は住家等の損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家等の延床面積の2割以上7割未満の場合であって、その部分に修理を行うことによって、住家等として使用できる状態をいう。

(4) 床上浸水 前各号に該当しない場合であって、浸水がその住家等の床上に達した場合又は土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態をいう。

(5) 全焼 災害のため、住家等について、り災証明書における被害の程度が全焼である場合若しくは焼き損害額が災害前の建物の評価額の7割以上又はこれ未満であっても、残存部分に修理を行っても使用できない状態をいう。

(6) 半焼 災害のため、住家等について、り災証明書における被害の程度が半焼である場合若しくは焼き損害額が災害前の建物の評価額の2割以上で全焼に該当しないものをいう。

(7) 全損 災害のため、住家等について、り災証明書における被害の程度が全損である場合若しくは火災損害額が災害前の建物の評価額の7割以上のものをいう。

(8) 半損 災害のため、住家等について、り災証明書における被害の程度が半損である場合若しくは火災損害額が災害前の建物の評価額の2割以上で全損に該当しないものをいう。

(災害見舞金の支給対象及び見舞金の額)

第3条 市長は、災害により次の各号のいずれかに該当する被害を受けた者に対し、災害見舞金を支給するものとする。

(1) 全壊又は流失、全焼又は全損した住家等に現に居住している者

(2) 半壊又は半流失、半焼半損若しくは床上浸水した住家等に現に居住している者

(3) 負傷し、又は疾病にかかり、その治療に係る入院期間が21日以上を要した者(以下「重傷等」という。)

(4) 負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に、災害救助法施行令第1条第1項第3号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令(平成25年内閣府令第68号)別表に定める第1級から第3級までの等級に該当する程度の障がい(以下「障がい」という。)がある者(条例第6条の規定により災害障がい見舞金が支給される場合を除く。)

2 前項に規定する災害見舞金の額は、次の表のとおりとする。

災害の種類	被害の区分		災害見舞金
床上浸水	住家	1人世帯	20,000円
		2人以上の世帯	30,000円
	店舗・事業所		20,000円
半壊又は半流失、半焼又は半損	住家	1人世帯	30,000円
		2人以上の世帯	50,000円
	店舗・事業所		20,000円
全壊又は流失、全焼又は全損	住家	1人世帯	70,000円
		2人以上の世帯	100,000円
	店舗・事業所		30,000円

重傷等	入院期間が21日以上60日未満の場合	80,000円
	入院期間が60日以上の場合	150,000円
障がい		300,000円

(災害見舞金の支給の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、災害見舞金を支給せず、又は既に支給した災害見舞金を返還させるものとする。

- (1) その災害による被害がその被害を受けた者の故意又は重大な過失によるものである場合
- (2) 重傷等又は障がいに係る災害見舞金の支給を受けているものが、その同一の原因により死亡し、条例第2条及び次条の規定に該当することとなった場合
- (3) その他これを支給することが不相当と認められる場合

(災害弔慰金の支給)

第5条 市長は、災害により死亡した者の遺族に対し、次のとおり災害弔慰金を支給するものとする。ただし、条例第2条の規定により災害弔慰金が支給される場合を除く。

- (1) 死亡した者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる遺族の生計を主として維持していた場合 1,000,000円
- (2) その他の場合 500,000円

2 市長は、災害により死亡した者の遺族で災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）第2条の規定により、条例第2条に規定する災害弔慰金の支給を受けることができない者の遺族に対し、災害弔慰金500,000円を支給するものとする。

3 前2項の規定により災害弔慰金を支給する場合には、条例第3条から第5条までの規定を準用する。

(災害の届出)

第6条 災害により被害を受けた者は、次の表に定めるところにより市長に届出るものとする。ただし、住家等に係る災害については、この限りでない。

災害の区分	用いるべき届出書	添付すべき書類
死亡	災害(死亡)届出書	(1) 死亡の原因発生地(官公署)が発行する災害証明書(やむを得ない事情により当該証明書の発行がされない場合にあつては、これに準ずるも

		の) (2) 死亡診断書又は死体検案書 (3) 遺族であることの証明書 (4) 市長が必要と認める書類
障がい	災害(障がい)届出書	(1) 障がいの原因発生地(官公署)が発行する災害証明書(やむを得ない事情により当該証明書の発行がされない場合にあつては、これに準ずるもの) (2) 障がいを有することを証明する医師の診断書 (3) 市長が必要と認める書類
負傷及び疾病	災害(負傷、疾病)届出書	(1) 負傷又は疾病の原因発生地(官公署)が発行する災害証明書(やむを得ない事情により当該証明書の発行がされない場合にあつては、これに準ずるもの) (2) 入院期間を証明する医師の診断書 (3) 市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の届出があつたとき又は自ら災害発生の事実を確認したときは、災害弔慰金支給調書、同項に掲げる障がいを有することを証明する医師の診断書又は災害見舞金支給調書により、災害弔慰金又は災害見舞金の可否を判断し、これらを支給するものとする。ただし、住家等に係る災害については、災害証明書及び災害見舞金支給調書により、災害弔慰金又は災害見舞金の可否を判断し、支給することができるものとする。

(様式)

第7条 この要綱の規定により必要とする書類の様式は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月25日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(検討)

市長は、令和10年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。